

○社会教育法（抜粋）

(昭和 24 年 6 月 10 日法律第 207 号)

第 4 章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2. 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第 16 条 削除

(社会教育委員の職務)

第 17 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
2. 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
 3. 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第 18 条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省で定める基準を参照するものとする。

○高知県社会教育委員条例

(昭和 25 年 2 月 7 日条例第 7 号)

改正 平成 25 年 12 月 27 日条例第 91 号

高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例 (設置等)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき高知県教育委員会に高知県社会教育委員(以下「委員」という。)を置くとともに、同法第 18 条の規定により委員の委嘱の基準、定数及び任期その他委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱の基準)

第2条 委員の委嘱の基準は、次に掲げる者のうちから委嘱することとする。

- (1) 学校教育又は社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者

(定数等)

第3条 委員の定数は、20 人以内とする。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、5 人以内の臨時の委員を置くことができる。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 高知県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日条例第 91 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○高知県社会教育委員の会議の運営に関する規則

(昭和 45 年 12 月 28 日教育委員会規則第 9 号)

改正 平成 5 年 3 月 24 日教育委員会規則第 2 号 平成 9 年 8 月 29 日教育委員会規則第 21 号

高知県社会教育委員の会議の運営に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県社会教育委員の会議(以下「会議」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の名称)

第 2 条 会議は、高知県社会教育委員会と称する。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 会議に、委員長及び副委員長 2 名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期中とする。

(会議の招集)

第 4 条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の日時、場所及び議題は、委員長が定め、事前に各委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 5 条 会議の議長は、委員長が当たる。

2 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。ただし、同一の事項について再度招集しても、なお半数に達しないときは、この限りでない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 会議に専門部会を置くことができる。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、委員の協議により別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 24 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 8 月 29 日教育委員会規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行する。

高知県社会教育委員会（任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日）

1 テーマ

「新しい生活様式」の中での社会教育の在り方

2 テーマ設定について

- 新型コロナウイルス感染症の世界規模での拡大に伴い、経済活動はもとより、社会教育・学校教育を含め、多くの活動が制限され自粛を余儀なくされた。
- 令和3年に入った現在においても収束の気配は見えず、未だ感染が続いている。
- 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言では、新たな感染者の数が限定的となった地域では再び感染が拡大しないよう長丁場に備えて「新しい生活様式」*に切り替える必要があるとして具体的な実践例が示された。
- このような背景のなか、オンラインの講座やウェブでの配信など新たな社会教育の実践が広がりつつある。
- 一方で、人と人との直接対面コミュニケーションをとったり、体験・体感したりすることの重要性もあらためて指摘されている。
- 活動が制限される今後の「新しい生活様式」の中で、本県の教育課題・地域課題に向き合い、現在の活動を継続させつつ新たな取組をいかに行うかについて、提言をいただく。

3 協議（例）

○「新しい生活様式」の中での

- ・高知県版地域学校協働活動を拡充するための工夫。
- ・家庭・学校・地域のつながりを途絶えさせないための方策。
- ・県内の青少年教育施設の取組の工夫、体験活動の推進を止めないための方策。
- ・学びの場、学びを生かす場の確保と学びを循環させ拡げていくための工夫。
- ・様々な体験活動等について実施方法、内容等の工夫と各団体の連携の在り方。

4 協議の進め方（例）

- (1) 現状の課題の調査・分析
- (2) 先進的な実践を取り入れている組織や自治体の活動視察
- (3) 現状の課題と視察内容を参考に、本県に必要な社会教育の取組の方向性と具体的な方策
- (4) 「新しい生活様式」と社会教育の充実の両立を目指した社会教育の在り方

*「新しい生活様式」：長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させるための生活様式。

高知県社会教育委員会 提言にかかるスケジュール 〈案〉
(任期:令和3年4月1日～令和5年3月31日)

テーマ	「新しい生活様式」の中での社会教育の在り方		
年度	回	開催時期（予定）	会議内容
R3年度	第1回	令和3年 5月	<p>【協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆テーマ設定の趣旨について ◆現状と課題・協議の論点について
	第2回	令和3年 8月	<p>【協議・学習会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆課題の整理・論点の焦点化 ◆高知県版地域学校協働本部の取組 <p>①新しい生活様式の中での社会教育の在り方について ・新たな取組と工夫</p>
	第3回	令和3年 10月	<p>【視察・協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆現地視察 ◆意見交換 ◆令和4年度 社会教育関係団体への補助金について
	第4回	令和4年 2月	<p>【協議・学習会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高知県内の青少年教育施設の取組 <p>②新しい生活様式の中での社会教育の在り方について ・新たな取組と工夫</p>
R4年度	第5回	令和4年 4月	<p>【協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆骨子の検討
	第6回	令和4年 6月	<p>【協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆提言案の検討
	第7回	令和4年 9月	<p>【協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆提言案のまとめ ◆令和5年度 社会教育関係団体への補助金について
	第8回	令和4年 10月	<p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高知県教育委員会との意見交換会